

# 出張理容・出張美容 について



制度が少し  
変わりました!

## ◆出張理容・出張美容とは?

理容所・美容所以外の場所で業務を行うことは、法律で禁止されていますが、  
下記のような特別な事情のある場合には、**例外的に認められています。**

## ◆保健所への届出は必要?

豊中市内で出張理容・出張美容を行う場合、保健所への届出は必要ありません。  
(他の地域で行う場合は、管轄する保健所にお問い合わせください。)

ただし、出張理容・出張美容を行うことができるのは、理容師・美容師の資格を有する人だけです。

### 《豊中市内で出張理容・出張美容が認められている場合》



- ① 疾病などの理由により、理容所・美容所に来ることができない者に対して行う場合
- ② 婚礼などの儀式に参列する者に対してその儀式の直前に行う場合
- ③ 養護老人ホームなど、社会福祉法<sup>(※1)</sup>に掲げる入所施設の利用者に対して行う場合  
(※1 社会福祉法第2条第2項第1号から第4号・第6号)
- ④ 災害救助法に規定する避難所や応急仮設住宅に避難している者に対して行う場合

平成28年3月24日 厚生労働省通知<sup>(※2)</sup>により、『疾病などの理由により、理容所・美容所に来ることができない者』に該当すると考えられる者について、判断基準を明確化するとともに、対象範囲が拡大されました。

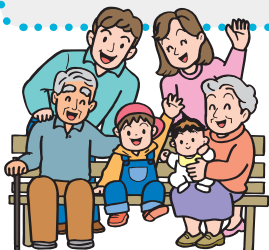
(※2 「理容師法施行令第4条第1号及び美容師法施行令第4条第1号に基づく出張理容・出張美容の対象について」)

判断基準の明確化

対象範囲の拡大

### 《対象範囲》

1. 疾病の状態にある場合のほか、骨折、認知症、障害、寝たきり等の要介護状態にあるなど、社会通念上、理容所・美容所に来ることが困難であると認められるもの
2. 自宅等で常時、家族の育児や介護を行っており、仮に、育児や介護を受けている家族を残して理容所・美容所に行った場合、当該家族の安全性を確保することが困難になると認められるもの



平成27年度の規制改革で、サービスが受けられる人の対象範囲が拡大されたんだ。  
社会的なニーズに合わせて、出張理容・出張美容のサービスが利用しやすくなったんだね!



マチカネくん

# 出張理容・出張美容を行う場合の注意点

## 持っていくもの

- 器具用の消毒薬品（消毒用エタノールなど）
- 外傷用の救急箱（傷用消毒薬・絆創膏など）
- 洗浄・消毒済みの器具類と、これらを衛生的で安全に持ち運べるもの
- 使用済みの器具類を安全に持ち運べるもの
- 消毒された布類・タオルと、これらを衛生的に持ち運べるもの
- 手洗い用石けん・手指消毒薬など
- 毛髪を清掃する用具と、ゴミ箱（ゴミ袋）



消毒済器具容器

未消毒器具容器

## 施術に適した場所

- 不特定多数が入り出る場所から区分された専用スペースであること。
- 作業場の床や腰張りは、不浸透性材料を使用した構造となっていること。
- 不必要な物品等が近くにないこと。
- 採光・照明・換気が十分にできること。

## 器具や布類の取扱いについて

- 皮膚に接する器具類は、利用者1人ごとに消毒した清潔なものを使いましょう。
- 皮膚に接する布類は、清潔なものを使用し、利用者1人ごとに取り替えましょう。
- 消毒された使用前の器具・布類は、使用済みのものと区別して、収納容器に保管しましょう。

## 理容師・美容師について

爪を短く切りましょう



利用者1人ごとに手を洗いましょう



理容行為の顔そりを行う時はマスクを着用しましょう



理容師・美容師免許証（写しでも可）を携行しましょう



お問合せ先 **豊中市保健所 衛生管理課**

〒561-0881 豊中市中桜塚4丁目11番1号

TEL:06-6152-7321 FAX:06-6152-7328

